

松本市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○松本市空き家等の適正管理に関する条例 平成26年3月14日 条例第2号 改正 平成26年6月19日条例第120号</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、空き家等の適正な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 空き家等 市内に所在する常時無人の状態にある建物その他の工作物若しくはその敷地又は現に人が使用していない土地をいう。</p>	<p>○松本市空家等及び空地の適正管理に関する条例 平成26年3月14日 条例第2号 改正 平成26年6月19日条例第120号 改正 令和 年 月 日条例第 号</p> <p>（目的） 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び空地の適正な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等及び空地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心な生活の確保及び良好な生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 空家等 法第2条第1項に規定する空家等をいう。</p>

(2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態にあることをいう。

ア 建物その他の工作物の倒壊若しくは破損により、又は建築材料等の飛散により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者が侵入すること等により、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 雑草若しくは樹木の繁茂、害虫の発生又は動物の繁殖により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

(3) 所有者等 所有者又は管理について権原を有する者をいう。

(4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施のため必要な体制の整備に努めなければならない。

(2) 空地 市内に所在する土地（立木その他の土地に定着するものを含む。）であって、使用されていないことが常態であるものをいう。ただし、山林、農地及び国又は地方公共団体が所有又は管理するものを除く。

(3) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態にあることをいう。

ア 建物その他の工作物の倒壊若しくは破損により、又は建築材料等の飛散により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者が侵入すること等により、火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

ウ 雑草若しくは樹木の繁茂、害虫の発生又は動物の繁殖により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態

(4) 所有者等 空家等又は空地の所有者又は管理者をいう。

(5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に所在する法人その他の団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施のため必要な体制の整備に努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において適正にこれを管理しなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民等は、第1条の目的を達成するため市が行う施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(調査等)

第6条 市長は、第4条に規定する空き家等の適正な管理が行われていないと認めるとき、又は前条第2項の規定による市民等からの情報提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空き家等の状態、所有者等の情報その他必要な事項について職員に調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による所有者等の所在の調査において必要と認

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該空家等又は空地が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において適正にこれを管理しなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民等は、第1条の目的を達成するため市が行う施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、空家等又は空地が管理不全な状態であると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(調査等)

第6条 空家等に関する立入調査等については、法第9条に定めるところによる。

2 市長は、第4条に規定する空地の適正な管理が行われていないと認めるとき、又は前条第2項の規定による市民等からの情報提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、当該空地の状態、所有者等の情報その他必要な事項について職員に調査をさせることができる。

3 市長は、前項の規定による所有者等の所在の調査において必要と認

めるときは、市が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて、使用することができる。

3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条第1項の規定による調査により、当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

めるときは、市が他の目的のために保有する情報を調査に必要な限りにおいて、使用することができる。

4 市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等及び空地の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市長は、第7条から第9条までの規定の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者に、空地と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

6 市長は、前項の規定により職員又はその委任した者を空地と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

7 第5項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

8 第5項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言又は指導)

第7条 空家等の所有者等に対する助言又は指導については、法第14条第1項に定めるところによる。

2 市長は、前条第2項の規定による調査により、当該空地が管理不全

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による指導を受けた空き家等の所有者等が当該指導に従わないときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた空き家等の所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

な状態にあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第8条 空家等の所有者等に対する勧告については、法第14条第2項に定めるところによる。

2 市長は、前条第2項の規定による助言又は指導を受けた空地の所有者等が当該指導に従わないときは、当該空地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 空家等の所有者等に対する命令については、法第14条第3項から第8項まで及び第11項から第13項までに定めるところによる。

2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた空地の所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該空地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、管理不全な状態の解消のため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

4 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

5 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第2項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第2項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

7 第5項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた空家等及び空地の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 命令の対象となった空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第11条 市長は、第9条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(松本市管理不全空き家等審議会)

第12条 市長は、第9条から前条までに規定する措置命令、公表又は代執行(以下「措置命令等」という。)を行おうとするときは、当該空き家等の管理不全な状態について専門的な見地から客観的に判断するため、専門的知識を有する者(市長の附属機関として設置する松本市管理

(2) 命令の対象となった空家等又は空地の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第11条 空家等の所有者等に対する代執行については、法第14条第9項及び第10項の定めるところによる。

2 市長は、第9条第2項の規定による命令を受けた空地の所有者等が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(松本市管理不全空家等審議会)

第12条 削除

不全空き家等審議会(以下「審議会」という。)をいう。)の意見を聴かなければならない。

- 2 審議会は、措置命令等に関する事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織し、空き家等の適正な管理に関し優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めると

(緊急安全措置)

第12条 市長は、空家等又は空地が著しく管理不全な状態にあり、その状態を放置することによる市民の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該危害の防止のために必要かつ最小限度の措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を当該空家等又は空地の所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により講じた緊急安全措置に要した費用を、当該空家等又は空地の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めると

きは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日条例第120号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2環境審議会委員の項の次に次のように加える。

管理不全空き家等審議会委員			7, 1	5, 0 0
			0 0	0

きは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日条例第120号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

~~(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)~~

~~2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。~~

~~別表第2管理不全空家等審議会委員の項を加える。~~

管理不全空家等審議会委員			7, 0	4, 9 0
			0 0	0

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。